



さいたま市DV相談センター

さいたま市では、平成26年10月1日からDV相談センター（配偶者暴力相談支援センター）を開設しています。DVについてお悩みの方、まずはお電話ください。

女性のDV相談電話

048-762-3880

月～金曜日：10時～17時受付（祝休日、年末年始は除く）

相談は無料です。秘密は固く守ります。



DV相談センターの業務内容

- 配偶者等からの暴力の相談をお受けします。
- 問題の解決に向けた情報や制度、相談機関等をご案内します。
- 緊急時の安全を確保するための相談をお受けします。
- 保護命令に関する相談をお受けします。

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）者からふるわれる暴力のことであり、被害者の多くは女性です。「家庭内のことだし・・・」「自分も悪いから・・・」と思っていませんか？このような時、がまんせずにご相談ください。

緊急の場合は迷わず110番へ！！

様々な暴力のカタチ

暴身 力体 的	<ul style="list-style-type: none"> ・殴られる、蹴られる ・刃物を身体につきつけられる ・物を投げつけられる 	暴精 力神 的	<ul style="list-style-type: none"> ・大声でどなられる ・行動を監視、制限される ・「殺すぞ」と脅される
暴性 力的	<ul style="list-style-type: none"> ・性行為を強要される ・避妊に協力してくれない ・無理やりポルノを見せられる ・中絶を強要される 	暴経 力済 的	<ul style="list-style-type: none"> ・生活費をもらえない ・仕事をさせてもらえない ・「誰のおかげで生活できているんだ」と言われる

保護命令とは

身体的暴力もしくは生命に対する脅迫を受けた被害者からの申し立てを受けて、裁判所が更なる配偶者からの暴力により、被害者の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれ大きいと判断した場合に保護命令が発令されます。

保護命令は「接近禁止命令」と住居からの「退去命令」があります。

他の相談窓口 自分ごと、家庭のことなど悩みをお聞きします。

女性 の 悩 み 電 話 相 談	子ども家庭総合センター 男女共同参画相談室	048-711-6650 月～金曜日：10時～20時 土・日・祝休日：10時～16時 年末年始は除く
	浦和区役所（女性の相談室）	048-829-6129 月・火・水・金曜日：10時～17時 祝休日、年末年始は除く
	中央区役所（女性の相談室）	048-840-6132 火・金曜日：10時～17時 祝休日、年末年始は除く
	岩槻区役所（女性の相談室）	048-790-0158 月・水曜日：10時～17時 祝休日、年末年始は除く